

令和5年度

小型動力ポンプ積載車仕様書

(四輪駆動)

奥州市

第1 総 則

- 1 この仕様書は、奥州市（以下「甲」という。）が令和5年度において購入する小型動力ポンプ積載車の製作、艤装に関して定める。
- 2 本車両の製作にあたっては、当該仕様書によるほか次の関係法令に定める規格、基準に適合するものであること。
 - (1) 道路運送車両法（昭和26年法律第 185号）
 - (2) 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）
 - (3) その他の関係法令等
- 3 本車両は、この仕様書の各項目の総てを満足するとともに、緊急自動車として検査に合格したものでなければならない。
- 4 本車両の各部の構造及び装置は、堅牢で耐久性に富み酷使に充分耐え得るものであり、装備品及び積載品は総て新規製品であること。
- 5 本車両の製作にあたっては、事前に仕様について協議を行い、細部事項の確認を行うこと。また、この仕様に変更及び疑義が生じたときは、直ちに甲に連絡し指示を受けるものとする。
- 6 受注者（以下「乙」という。）は、契約締結後、次の書類各1部を1箇月以内に提出し、承認を受けたうえで製作を開始すること。
 - (1) 製作工程表
 - (2) 艤装四面図
 - (3) 電気配線系統図
 - (4) 改造概要等説明書（改造自動車等審査結果通知書）の写し、又は改造自動車等届出書の写し
 - (5) 諸元明細書
- 7 乙は製作工程表に基づき、主要部分の製作・艤装工程が終了し車両の塗装を開始する前に、中間検査書類及び写真を提出し中間検査を受けること。ただし、甲の判断による場合はこの限りではない。
- 8 乙は、納入に際し、次の書類各1部を提出すること。
 - (1) 自動車車検証の写し
 - (2) 車両取扱説明書（車両に積載すること）
 - (3) 納品書、納品明細書
 - (4) 完成車（登録後）の前面、後面（ナンバー標識の見えるもの）、両側面及びふかん面の撮影写真
 - (5) 緊急自動車届出確認証
 - (6) その他甲の指示するもの
- 9 納車する小型動力ポンプ積載車は、車両の新規登録検査合格及び緊急自動車承認後、甲の検収合格をもって合格とする。

10 保証期間

納入の日から起算して1年間とする。ただし、保証期間経過後であっても設計、艀装及び資材等に起因する不都合な事項は、乙の責任において無償で交換又は修理を行うものとする。

11 製作台数

4台

12 納入期限

令和6年3月29日（金）（納入日時については、別途協議する）

13 納入場所

岩手県奥州市水沢大手町一丁目1番地

奥州市役所

第2 仕 様

1 ベース車両の主要諸元及び性能

- (1) エンジン ディーゼルエンジン (3,000cc級)
- (2) 車両タイプ ダブルキャブオーバー型 (低床式)
- (3) 駆動方式 四輪駆動
- (4) 全長 4.80m以下
- (5) 全幅 1.80m以下
- (6) 車両総重量 5 t 未満
- (7) 最大積載量 1 t 以上
- (8) 乗車定員 6 名
- (9) その他

ア 最新の排ガス規制適合車

イ パワーステアリング、エアコン、寒冷地仕様

2 完成車の寸法の上限

- (1) 全長 5.00m以下
- (2) 全高 2.40m以下
- (3) 全幅 (完成後) 1.80m以下

3 タイヤ

スタッドレスタイヤ (バランス調整済) を装着すること。

第3 車体艤装

- 1 散光式赤色警光灯をキャブ上部に取り付ける。
- 2 赤色点滅灯を車両前バンパー上部及び荷台後方上部にそれぞれ2個ずつ取り付ける。
- 3 荷台後部に銀色縞鋼板 (板厚3.2mm以上とし端部周辺を折曲げた構造) ステップを取り付ける。
- 4 乗車人員の乗降時及び走行時における安全の確保に必要な握り棒、手すり等を取付ける。
- 5 車体前部中央付近に団マークを1個取り付ける。
- 6 ダッシュボード中央付近に、電子サイレンアンプ及びCDプレーヤを各1台取り付ける。
- 7 小型動力ポンプ積載装置 (スライドレール式) を取り付ける。ポンプを容易に積み降ろしできる構造で、レールを車両後方に引出した際、下方に下がり脚がつけること。レールはポンプが交換となった際を考慮し、ねじ止めで移動が可能なこと。
- 8 小型動力ポンプ付属照明灯を収納できる固定装置を、荷台に取り付ける。

- 9 車両の外側から直接ホースを容易に積み降ろしができるようアルミシャッター付き格納箱を取り付ける。(65mm×20mホース10本以上を収納できること)
- また、格納箱の中間に2段の棚を設け、観音扉を取り付けた物品格納箱を取り付ける。物品格納箱内部に照明装置を取り付け、扉が開いた時に点灯すること。さらに物品格納箱及び格納箱の上部に2段手すり棒を取り付けた積載棚を設けること。
- 10 手動伸縮回転式サーチライト1個を取り付ける。
- 11 75mm×6m吸管1本を収納できる固定装置を、荷台左側に取り付ける。
- 12 地上式及び地下式消火栓開閉金具を各1本収納できる固定装置を、荷台に取り付ける。
- 13 マンホール用T字金具2個を収納できる固定装置を、荷台に取り付ける。
- 14 剣先スコップ2丁を収納できる固定装置を、荷台に取り付ける。
- 15 65mm管鎗たて2式を、荷台後部付近に取り付ける。
- 16 予備ノズル2個を収納できる固定装置を、荷台に取り付ける。
- 17 アルミ合金製二連はしごを収納できる固定装置を、荷台右側上部に取り付ける。
- 18 鳶口2本を収納できる固定装置を、荷台左側上部に取り付ける。
- 19 可搬型三脚付投光器を収納できる固定装置を、荷台に取り付ける。
- 20 発電機1台を収納できる固定装置を、荷台に取り付ける。
- 21 65mm二又分岐管1個を収納できる固定装置を、荷台に取り付ける。
- 22 自動車用消火器1本を収納できる固定装置を、荷台に取り付ける。
- 23 中継媒介金具1個を収納できる固定装置を、荷台に取り付ける。
- 24 金てこ1個を収納できる固定装置を、荷台に取り付ける。
- 25 掛矢1本を収納できる固定装置を、荷台に取り付ける。
- 26 車止め1組を収納できる固定装置を、荷台に取り付ける。
- 27 ホースブリッジ1組を収納できる固定装置を、荷台に取り付ける。
- 28 ガソリン携行缶1缶を収納できる固定装置を、荷台に取り付ける。
- 29 ホース背負具1台を収納できる固定装置を、荷台に取り付ける。(外側から容易に積み降ろしができるようにすること)
- 30 ディスクストレーナー1基を収納できる固定装置を、荷台に取り付ける。
- 31 幌1式を取り付けるための固定装置を、荷台に取り付ける。(外側から積載品の出し入れが可能なこと。また、両サイドの幌については取り外しが可能なこと)
- 32 室内作業灯1個を、荷台内側に取り付ける。
- 33 積載荷重が後方にかかりすぎ、運転に支障をきたさない構造とすること。
- 34 付属品等が車体に直接当たるおそれのある部品は、保護板等を設けること。
- 35 車両用バッテリーは点検等が容易にできるよう、引き出し方式またはその他の処置を講ずること。
- 36 車両に装備する電装品のスイッチは、すべて運転席で操作できるものであること。

第4 塗装及び記入文字

- 1 塗装は朱色とする。（完全防錆加工、上質クリアー磨き出し）金線引き唐草模様を施した最上仕上げとする。
- 2 車両に記入する所属消防団の表示等は次のとおりとし、細部については協議すること。

部位	ドア両側面	標識灯	車両前部向かって右
字 体	丸ゴシック	丸ゴシック	丸ゴシック
文 字 色	黒縁取り金文字	黒文字	白文字
第10分団第1部	奥州市消防団第10分団第1部	奥州市10－1	10－1
第19分団第3部	奥州市消防団第19分団第3部	奥州市19－3	19－3
第20分団第3部	奥州市消防団第20分団第3部	奥州市20－3	20－3
第24分団第4部	奥州市消防団第24分団第4部	奥州市24－4	24－4

第5 取付品及び付属品

- 1 車両の取付品及び付属品は次のとおりとする。

	取付品及び取付品	数量	備 考
1	散光式赤色警光灯	1 式	大阪サレン製 NF-ML-VA2M-HA1
2	電子サイレン及び拡声装置	1 式	大阪サレン製 TSK-D151 専用マイク MC-1V型
3	赤色点滅灯	4 個	大阪サレン製 LFA-100 LV-4付 (前側のみ) 大阪サレン製 LFA-50
4	カーステレオ	1 式	車載用CDレシーバー
5	カーステレオ切替器	1 式	大阪サレン製 CS-41
6	後退警報ブザー	1 式	夜間消音タイプ
7	車止め	1 組	受け金具付
8	サーチライト	1 器	150m/m-45W以上（伸縮式360度回転可）
9	室内作業灯	1 個	10W以上
10	後部ボデー部分に幌（三面）	1 式	積載品の出し入れが可能なこと。また、両サイドの幌については取り外しが可能なこと。
11	資機材及び器具の収納に必要な固定した格納箱等	1 式	
12	アルミ合金製二連はしご	1 台	3.2m
13	金てこ	1 個	

14	掛矢	1 本	
15	ホース背負具	1 台	
16	ホースブリッジ	1 組	L=500型（軽量タイプ）
17	ガソリン携行缶	1 缶	20リットル
18	可搬型三脚付投光器	1 式	ハロゲン500W・防水型コードリール
19	発電機	1 式	ホンダE U 9 i 同等品
20	タイヤチェーン	1 組	
21	自動車用消火器	1 本	A B C 粉末 6 kg入
22	団マーク	1 個	
23	車両前後部に牽引用フック	1 式	
24	車内フロアマット	1 式	純正品
25	ドアバイザー	4 枚	
26	ナンバーフレーム	2 枚	
27	泥除け	4 枚	四輪に純正ゴム製品
28	剣先スコップ	2 丁	
29	消火栓開閉金具	2 本	地上式・地下式 各 1 本
30	マンホール用T字金具	2 個	
31	消火栓中継媒介金具	1 個	75mmネジメス×65mmマチメス
32	ポンプ用管鎗	1 本	アルミ合金・アルミパイプ・ゴムチューブ 巻き・バンド・ハンドル 20mm及び23mmノ ズル付き
33	噴霧ノズル	2 個	東京サイノ製 NM-ACE
34	ディスクストレーナー	1 基	アルミ製（ストレーナー網部ステンレス製）
35	ソフト吸管	1 式	小型動力ポンプ用（75mm×6 m渦巻き式） ストレーナー、藤籠、吸管バンド、ガイド ロープ付き（10mm×10m）
36	鳶口	2 本	1.8m
37	分岐管	1 個	65mm－65mm×2，YONE製

第6 補 則

- 1 車両の登録及び緊急自動車の届出は、乙が行うこと。
- 2 費用
 - (1) 自動車損害賠償責任保険料、リサイクル料及び自動車重量税は、甲の負担とする。
 - (2) その他の費用はすべて、乙の負担とする。
- 3 入札書に記載する金額は、既存車両の積載品の廃棄費用、消費税及び地方消費税、納入及び登録に係る一切の費用（自動車損害賠償責任保険料、リサイクル料金及び自動車重量税は除く。）を含むこと。落札者のみ、入札額の内訳を後日提出することとする。
- 4 既存車両の積載品は、乙が廃棄すること。